

事業のトータルコストで効果測定すべき！

大型ごみ回収関連業務備品費

生駒市の大型ごみの回収は、回収業務は民間事業者に委託、電話受付業務は直営で行われています。

平成 27 年度生駒市一般会計補正予算(第2回)には「粗大ごみ電話受付システム用備品」としてハードウェア、関連ソフトほかシステム更新作業等に要する費用890万円が計上されていましたが、費用対効果は、電話受付システム備品費だけではなく、受付業務にかかる職員人件費、大型ごみの回収費用すべて合わせたトータルコストで図られるべきです。直営での電話受付業務ありきで、回収業者への受付業務も含めた委託だといくらかかるのかの試算もしておらず、これでは評価不能。これも補正予算反対の理由となりました。

* 再任用職員の有効活用も含め、行政マネジメントの観点がほしい…

平成22年度当初予算において電話受付システムの備品費があがってきたとき、環境文教委員会(当時、予算は予算委員会ではなく所管事務ごとに常任委員会に分割付託していました。)では、大型ごみ回収業者に受付業務も委託したほうがいいのか、との意見が委員からあがっていましたが、「はじめは全部委託しようと思ったが予算査定中に再任用職員の職場が必要とわかり、受付業務は直営にすることにした」との旨の市長答弁でした。

職員の再就職先の確保ためにわざわざ仕事をつくるというのもどうかと思いますが、当時は職員の大量退職の時期と行政改革で市の事務をスリムにしていた時期とが重なっていたというやむをえない事情があったと理解しました。しかし、その後、事務の民間委託、施設運営の指定管理もさらに進み、今は、職員も「かつかつ」の状況で仕事をしています。であれば、再任用職員は、電話受付だけに従事させるなどというもったいない使い方をせずに、長年のキャリアを活かし、現役職員のフォローに回れるような部署に配置すべきではないでしょうか。

本件質疑で、市は次回、平成 30 年の回収業務委託契約時に全部委託を検討すると答弁しましたが、それでは本件の備品が無駄になってしまう可能性もあります。

うっかり？ 今ごろ予算案提出！？

本件はサーバー保守契約の更新に伴うものです。契約が本年9月に切れることは事前にわかっていたにもかかわらず9月定例会に補正で予算案を提出するのは予算計上のしかたとして問題で、本年度当初予算には提出すべきものでした。このため、有償でサーバー保守契約の延長手続きを取らねばならなくなっています。(切れた電球を交換するのとはわけがちがうのです！)

また、延長手続きをとったことで半年の猶予ができたわけですから、大型ごみ回収業者への受付業務委託を検討する時間もあるはずです。

法律や条例以外は守らなくてもいい！？

病院事業推進委員会委員同意議案

9月定例会には、生駒市病院事業推進委員会の委員10名の委員の委嘱及び任命の同意を求める議案が提出され、「市民を代表する者」として、3名が選任されました。このうちおひとりについては、市の「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針」に定める委員選任の留意事項から外れていたため同意しかねましたが、反対少数。結局10名全員が同意されました。

* 相も変わらぬ市の規範意識の低さ

市の「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針」には、附属機関の委員の選任に係る留意事項として、「常に新しい人材を確保するため、公募等多様な手法を用いるように努める」とあり、女性や若年層の選任を積極的に図るため女性委員比率を全体の40パーセント以上にし、75歳未満の選任に積極的に努めるほか、「その通算の在任期間が3期又は10年を超えてはならない。」ことが定められています。(第4条)

しかし、今回公募で選任された市民委員は1名のみ。あとのおふたりは、公募ではなく「指定」。さらにそのうちの1名は75歳以上で、任期も4期目でした。

公募と年齢制限については努力規定なので、(好ましくはありませんが)可



としても、在任期間の制限は義務規定です。「指針」に従い、塩見はこの1名については同意することに反対しました。

「指針」は市の内部規定ですが、自ら定めた規定を自ら破ってしまう姿勢は問題です。法律や条例でなければ、「違法」にはならないという感覚なのでしょうか。また、議会もこういういい加減な市の姿勢を追及しなければいけない立場のはずです。

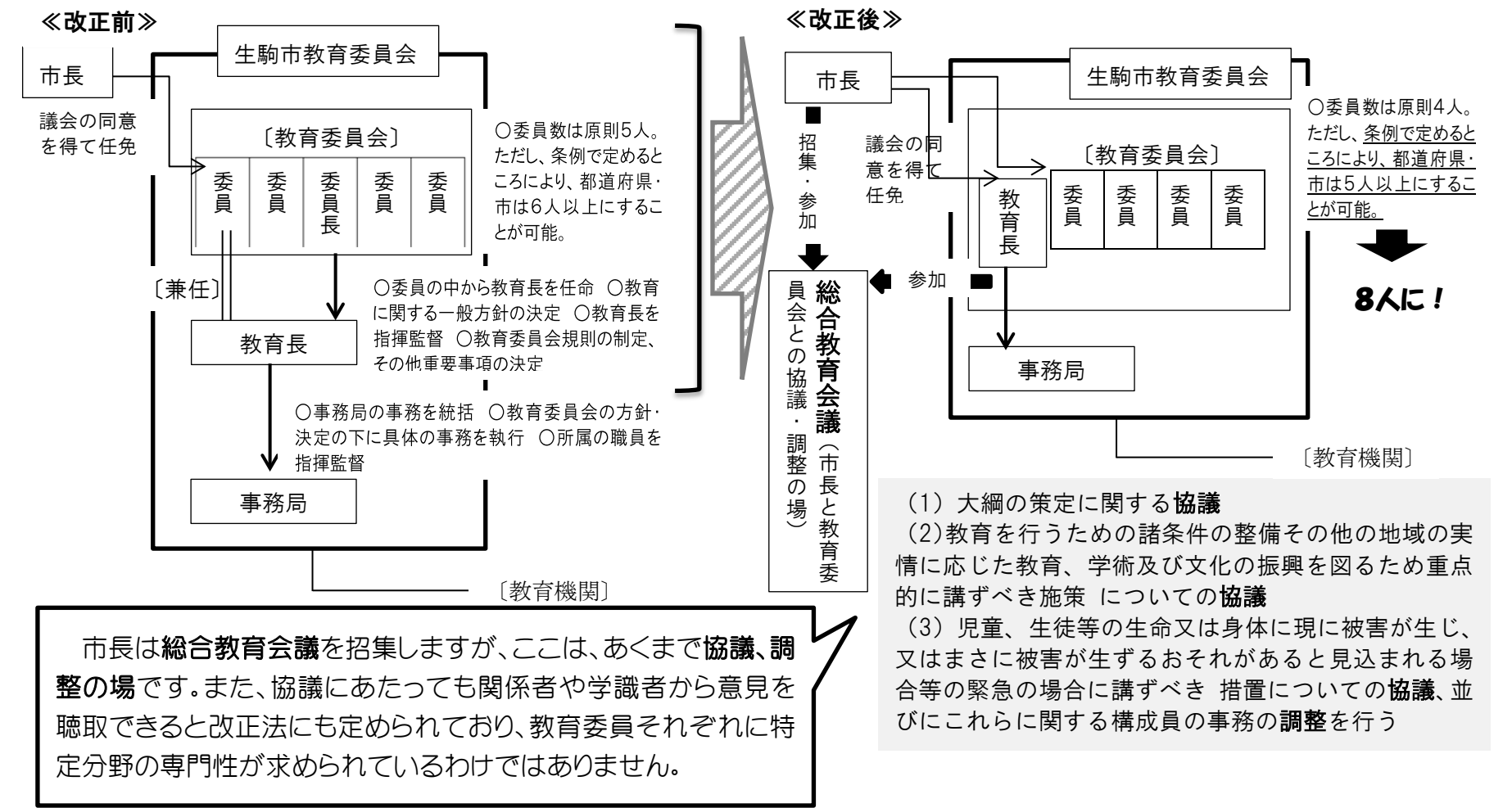
●生駒市病院事業推進委員会委員の委嘱及び任命について (敬称略。中谷議長は採決に加わらず。)	
全員を選任することに同意 16	白本・福中・桑原・吉村(凛翔絆) 下村・恵比須・成田(生駒市議会公明党) 浜田・竹内・久保(日本共産党) 吉波・沢田(市民ネット) 山田(維新の党) 伊木・西山・片山(無会派)
「指針」の選任の留意事項の条件から外れる1名を除き選任に同意 7	井上・中浦・樋口・改正・松本(大樹) 神山・塩見(無会派)

定数増より直接声が届くしくみを！

教育委員会委員の定数を定める条例の制定

9月定例会には委員の定数を現行の4人から8人に増やす条例案が提出されました。今年4月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正で首長が定めることになった教育大綱の策定にあたって、生涯教育や障がい児教育、不登校・不適應児童の問題など、教育のさまざまな分野から委員を任用し、総合教育会議(首長が招集)でも意見をもらいたいというのが提案理由でしたが、法改正後も教育委員会は首長から独立した執行機関であることに変わりはなく、教育委員会を市長の諮問機関であるかのような説明に違和感を覚えました。

法改正で教育委員会の構成、どう変わった？



* 人数を増やせば、教育課題は解消されるか？

さまざまな教育課題に対応したいという市長の思いは十分に理解できます。しかし、いくら教育委員の人数を増やしても、また専門性のある方をいっぱい選任しても、合議機関としての教育委員会に教育現場で起こっている課題があがってこなければ、対応すらできません。教育改革は、まずは現場と教育委員会事務局と教育委員会の風通しを良くし、課題解決に向けて互いに連携できる体制を整えることではないかと塩見は考えます。

* 長年定数を満たしてこられなかったのに…

生駒市教育委員会は、「優れた人材、適任者がいない」という理由で、前市長の任期のほとんどの期間、定数を満たすことはありませんでした。それを8人にまで増やせば、質の低下が懸念されます。議案は定数を定めるだけの内容なので反対まではしませんが、今後、委員を選任するにあたっては質の確保に十分に留意することが必要です。

シティズンシップ教育の取組を！

9月定例会一般質問①

シティズンシップ教育とは、子どもたちの集団への所属意識、権利の享受や責任・義務の履行、公的な事項への関心や関与を開発し、社会参画に必要な知識、技能、価値観や傾向を習得させ、社会の構成員として備えるべき「市民性」を育成することを目的とする教育です。

ディスカッション力、問題発見力、マネジメント力など社会参画のスキルは学校生活全体を通して日常的に磨かれるべきものです。「シティズンシップ教育」を全義務教育課程において体系的に行うことについての市の考えを質し、必要性を認めるとの答弁を得ました。

住民の犠牲のもとに成り立つ公共性って？

9月定例会一般質問②

6月定例会における議会の決議を無視し、市が生駒北スポーツセンターの夜間照明を強行点灯したことについて、市の姿勢と見解を質しました。小紫市長は、決議は重いものを受け止めるが、議決を経て公費を使って整備した施設を使用しないことは市民全体に説明がつかないと答弁。(その議決をした議会が、「ちょっと待て、住民と話し合え」と議決しているのですが…)生活環境の悪化という住民の犠牲のもとに成り立つ公益性って何なのか。そもそも住民の意見を聞かずに市が強引に購入を進めた結果なのですから、市は真摯に向き合うべきです。